■情報・通信産業等支援補助金

まちなかでの「情報・通信産業等」事業所の新規開設を支援します。

中心市街地等への都市型産業の立地を促進し、地域経済の活性化並びに雇用の創出及び拡大を図るため、新たに本市において情報・通信産業等を営む事業者に対して、事業に必要な経費（通信費、賃借料、研修費、人件費）の一部を補助します。

●対象要件　次の要件に該当する場合に対象となります。**【開設前にご相談ください】**

【新規開設をした日から３月以内に申請が必要です。】

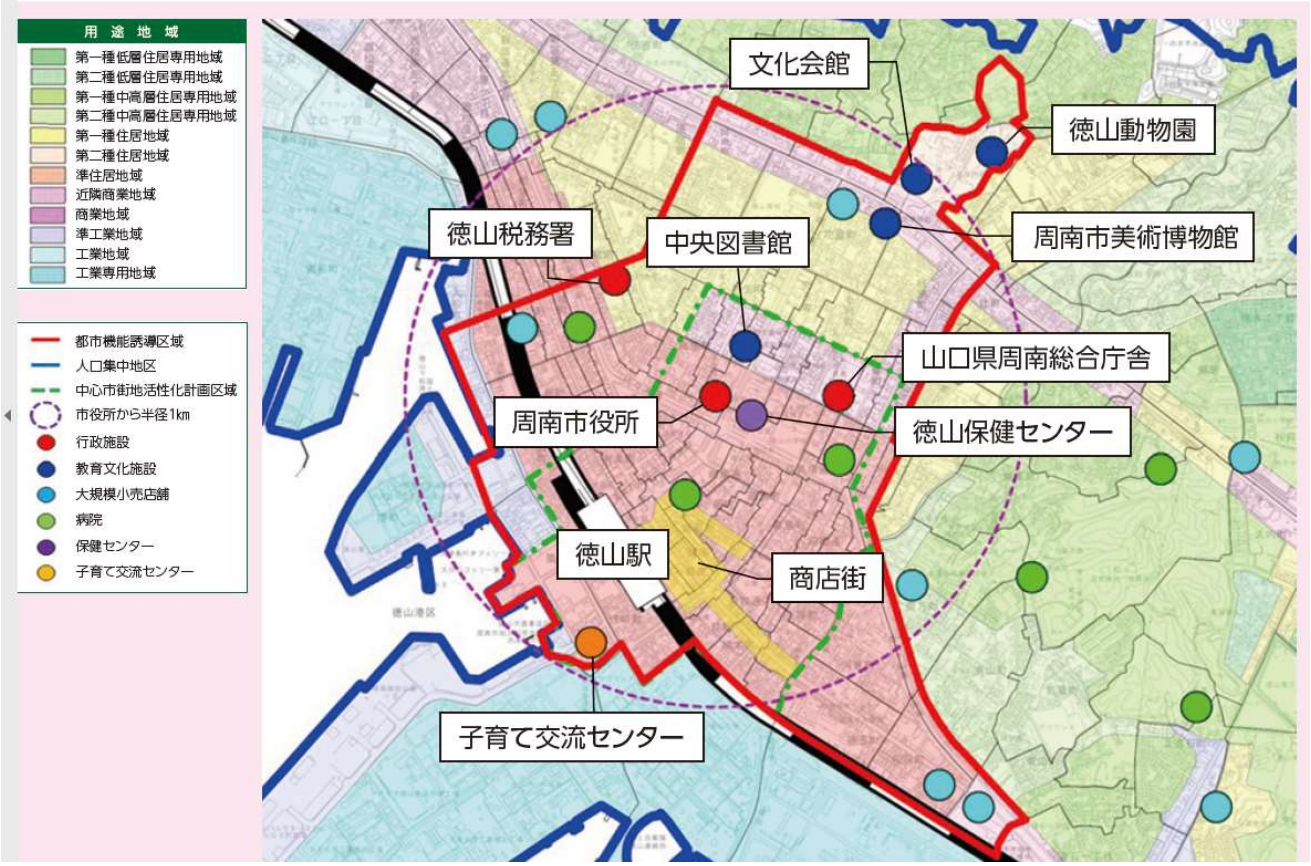
業　　種	○ソフトウェア業　○情報処理サービス業　○情報提供サービス業 ○広告業　○デザイン業　○自然科学研究所 ○コールセンター業　○デジタルコンテンツ業（※１） ○インターネット附随サービス業（※２） ○事務処理センター事業（※３） ※１　デジタル技術を活用して、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律に規定するコンテンツをいう。）を制作する事業 ※２　（例）ポータルサイト・サーバ運営業、インターネット利用サポート業等 ※３　コンピュータと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等を行う業務のうち、主として事務処理に係る業務を行う事業
要　　件	市外に本店所在地を置く事業者で、次の要件を満たすこと。 ①事業所の新規開設（市内事業所の移転等は除く） ②新規開設時の雇用従業員のうち、本格操業開始後１年間の雇用実績があり、かつ、雇用保険法の被保険者になっている者が５人以上であり、その後もその条件が維持されること ③事業者認定の決定から、概ね６月以内に本格操業を開始できること ④交付申請時において、都市機能誘導区域で上表に定める事業を１年以上継続して操業していること ⑤市税の滞納がないこと ⑥事業所の開設に当たり、周南市の他の補助金等の交付を受けていないこと。

補助内容	**通信費、賃借料、研修費、人件費を補助** ①通信費　…　通信回線使用料×１／２以内（３年度間） ②賃借料　…　賃借料（事業所及び駐車場２台分まで）×１／２以内（３年度間） ③研修費　…　研修費等（受講料、試験料、旅費、講師招へい費等）×１／２以内 （新規開設の初年度１回のみで、限度額は１００万円） ④人件費　…　新規雇用従業者数×３０万円以内 （非正規従業員：１人当たり１５万円以内）（３年度間※） 注）①～③の経費の計について、補助上限は２千万円／年 注）④は、同一の新規雇用従業員に対して１回限り、３千万円／年を上限（※）
	＜補助対象エリア＞ 「周南市立地適正化計画（平成２９年３月策定・平成３１年２月改訂）」で定める「都市機能誘導区域（別紙地図を参照）」 ・徳山駅周辺都市機能誘導区域　：　２３８．３ヘクタール ・新南陽駅周辺都市機能誘導区域　：　５０．１ヘクタール

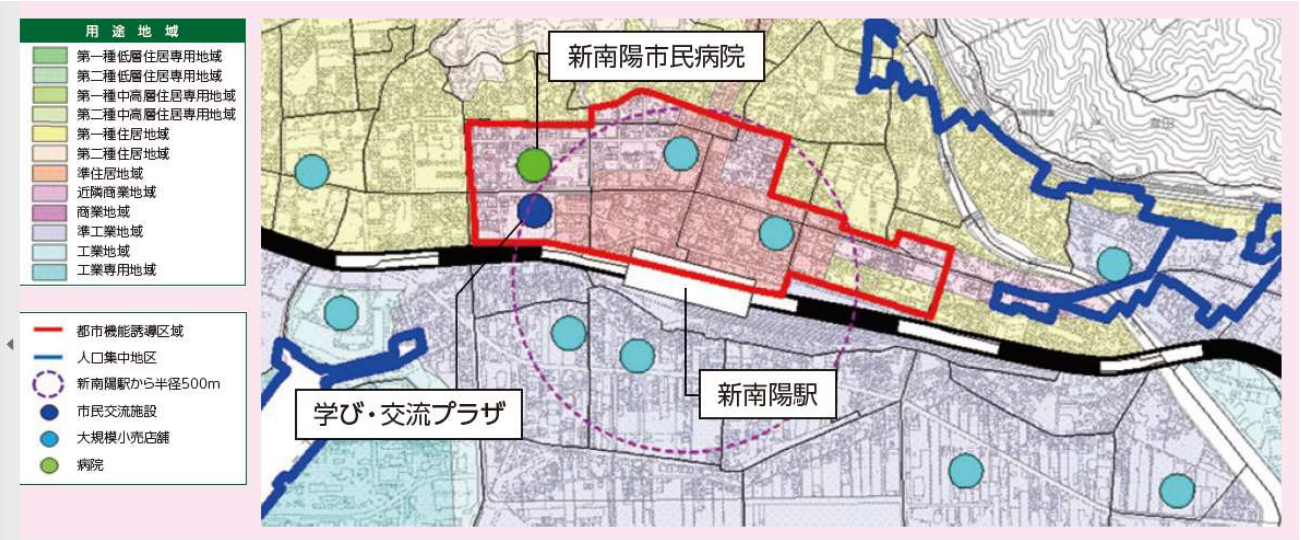
詳しくは、周南市商工振興課企業立地推進室（０８３４－２２－８２２３）まで、お問い合わせください。

ホームページリンク　https://www.city.shunan.lg.jp/site/kigyo-shien/2826.html

■徳山駅周辺都市機能誘導区域：238.3ha



■新南陽駅周辺都市機能誘導区域：50.1ha



※周南市立地適正化計画（概要版）（平成 31 年 2 月 1 日改定）より